

「男女が異なる姓を選択できる婚姻制度」について法制化を求める意見書

日本は、深刻な少子高齢化問題に直面しています。自治体は出産や子育て等の経済補助施策を講じていますが効果は限定的です。長期的に持続できる社会を維持するためには、現役世代、更には未来の日本経済を担う世代が、地域社会で生き生きと暮らし、婚姻、家庭を持ち、経済活動を担って男女共に活躍する社会へとシフトする必要があります。

平均婚姻年齢は上がり、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから婚姻を迎えるケースが多くなりました。そのため婚姻により姓を変更すると、新たな姓が浸透するまでの混乱や事務作業、それにかかる費用など、企業や働く人の負担がとて大きく、経済界からもその影響を懸念し法改正を求める声が上がっています。

また、夫婦同姓を法制化している国は日本以外にはみられず、仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも戸籍の機能や重要性は変わりません。個人のアイデンティティの尊重、家族のあり方が多様化する中、選択肢を持てる法制度を求める声は広がり続けています。これは、男女が改姓による不利益を案ずることなく婚姻、出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなります。

以上の観点からも、持続的な地域社会を維持し、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、国及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度を法制化するよう求めると同時に関連する法整備を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月7日

神奈川県中井町議会

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
法務大臣	小 泉 龍 司 殿